

ラグビーのまち

東大阪

東大阪市いじめ防止基本方針



東大阪市・東大阪市教育委員会

(令和4年4月1日改正)

目 次

はじめに	1
I いじめ防止のための基本的な考え方	2
1 いじめの定義、いじめの構造等	2
2 いじめの禁止と大人の責務	3
II 教育委員会の取組み	4
1 東大阪市いじめ問題連絡協議会の設置	4
2 東大阪市いじめ問題サポート専門委員会の設置	4
3 東大阪市いじめ問題調査専門委員会の設置	4
4 いじめの防止	4
5 いじめの早期発見	5
6 いじめへの対処、学校への支援	5
7 関係機関との連携	6
8 学校や教職員の評価	6
III 学校の取組み	7
1 いじめの認知に係る基本的な考え方	7
2 学校いじめ防止基本方針の策定	7
3 いじめ防止等のための組織の設置	7
4 いじめの防止	8
5 いじめの早期発見	8
6 いじめへの対処	8
7 家庭や地域、関係機関との連携	9
8 学校のいじめ対応図	10
IV 重大事態への対処	11
1 重大事態の意味	11
2 重大事態の報告	11
3 重大事態の調査について	11
4 学校主体の調査	12
5 教育委員会主体の調査	12
6 調査の方法	12
7 留意事項	13
8 調査結果の提供と報告	14
9 東大阪市いじめ問題調査委員会の設置	14
10 調査結果の報告を受けた市長による再調査	14
※参考資料	
○ 東大阪市いじめ事象対応の全体フロー図	15

はじめに

東大阪市教育局委員会（以下「教育委員会」という。）は、「いじめはどこでも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、「いじめをしない・させない・ゆるさない」をめざし、学校・家庭・地域と連携して、未然防止や早期発見・早期対応に取り組んできました。

全国的には、いじめによる不幸な事象が依然として生起する中、いじめから子どもたちを守るため、国において「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」が施行されました。

本市においても、法の趣旨を踏まえて「東大阪市いじめの防止等に関する条例（平成27年条例2号。以下「条例」という。）」を制定し、さらに、教育委員会及び学校の具体的な取り組み等を定める「東大阪市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」を策定しました。この間、子どもたちを取り巻く環境は絶えず変化し、子どもたちが抱える課題は多様化、複雑化し、本市においても、これまで以上にいじめの未然防止はもとより早期発見・早期対応が求められる中で、本基本方針の見直しを図りました。

また、本市においてもいじめ重大事態が生起しており、東大阪市いじめ問題専門委員会より調査報告書がまとめられ、「いじめに関すること」「特別支援教育に関すること」等、数々の提言がされました。これを受け、いじめの対応については、いじめの定義の正しい認識と積極的な認知、組織的な対応を進めることに加え、学校と教育委員会が一体となって重篤化を防ぐことが重要であり、その仕組みづくりをさらに進めること、さらに、日常の子どもの指導について、特別支援教育への理解を深め、子どもの特性に応じた指導を進めることが重要であることの二点を重点化した方針となるよう見直ししています。

大人には、すべての子どもたちが笑顔にあふれ、夢と希望をもって未来に向かって健やかに成長できる社会をつくる責任があります。

東大阪市教育局委員会は、この基本方針に基づき、いじめの問題に正面から向き合い、適切な実態把握や対応を行うとともに、その解決に向けて判断力と行動力を発揮し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を一層推進していきます。

I いじめ防止のための基本的な考え方

1 いじめの定義、いじめの構造等

(定義)

法第2条では、「いじめ」について、以下の通り定義されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係(※1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級、部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など何らかの人的関係をさす。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(具体的ないじめの態様例)

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(留意点)

- ・個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場にたち、「心身の苦痛を感じているもの」との法の要件が限定して解釈されることのないように努める必要がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒について、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要である。

- ・相手のことを思い行った行為が、意図せず相手の児童生徒の心身に苦痛を与えたような場合、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導をよらずして良好な関係を築けた場合等においては、「いじめ」という言葉を使うことなく指導するなど、柔軟な対応は可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するので、校内いじめ対策組織への報告、情報共有は必要である。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合など、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、被害をうけた児童生徒やその保護者の心情に寄り添い、その心情や状況に配慮した上での対応が必要である。

(いじめの構造等)

- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。国立教育政策研究所の調査からいじめは多くの児童生徒が被害も加害も経験することがわかっている。例えば、「暴力を伴わない」いじめであっても生命や身体に重大な危機を生む場合があることを理解しなければならない。
- ・いじめは、「被害者」「加害者」だけでなく、児童生徒の所属集団の問題でもあり、いじめをはやしたてたり、おもしろがったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりする「傍観者」の存在が影響を与えるという構造を理解しなければならない（いじめの四層構造）。

2 いじめの禁止と大人の責務

(いじめの禁止)

- ・法第4条により、「児童生徒はいじめを行ってはならない」と規定されている。

(大人の責務)

- ・児童生徒に関わる者（教職員や保護者等）は、「いじめは人として絶対に許されない」「いじめは時に人の命を奪うものである」「いじめは人権侵害である」ということを児童生徒に徹底して指導する。また、いじめをはやしたてたり、傍観する行為も同様であることを指導する。
さらに、いじめを身近な大人（教職員や保護者等）や相談機関に伝えることは、正しい行為であることを繰り返し指導する。
- ・児童生徒に関わる者（教職員や保護者等）が、法の趣旨を理解し、大人の言動が児童生徒に及ぼす影響を考え、いじめを助長したり、いじめを許容したりするような言動を行わず、いじめの未然防止に努める必要がある。

Ⅱ 教育委員会の取組み

1 東大阪市いじめ問題連絡協議会の設置

教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図るため、学校関係者、教育委員会、児童相談所、法務局、警察などの機関、団体で構成される「東大阪市いじめ問題連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 東大阪市いじめ問題サポート専門委員会の設置

教育委員会は、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として「東大阪市いじめ問題サポート専門委員会」（以下「サポート専門委員会」という。）を設置する。

このサポート専門委員会は、弁護士、心理や福祉の専門知識及び経験を有する者、学識経験者等であって、市基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組みについて支援を行う。

3 東大阪市いじめ問題調査専門委員会の設置

教育委員会は、法第28条第1項に規定する学校での重大事態に係る調査を行うために、教育委員会の附属機関として「東大阪市いじめ問題調査専門委員会」（以下「調査専門委員会」という。）を設置する。

この調査専門委員会は、弁護士、心理や福祉の専門知識及び経験を有する者、学識経験者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

4 いじめの防止

- ① 児童生徒一人ひとりが豊かな情操と命と人権を大切にする心を養うため、すべての教育活動を通して、人権教育、道徳教育の充実を図る。
- ② 学校において、すべての教育活動を通じて、児童生徒が互いに認め合い支え合う集団づくりを進めるよう学校の教育活動への指導・支援を推進する。
- ③ すべての教職員が、いじめ防止に関する意識を向上させることや未然防止の取組みについて学ぶことはもとより、子どもの権利や特別支援教育への理解を深め、子どもの実態や背景、特性に応じた指導、支援をより一層すすめられるよう研修の充実を図る。

- ④ 児童生徒をいじめから守ることや、いじめ防止の重要性をすべての人に理解してもらうため、7月を「いじめ防止推進月間」と定め、キャンペーン等を実施する。
- ⑤ 7月の「いじめ防止推進月間」を中心に、児童生徒が主体的にいじめについて考える学級活動の実施を推進する。
- ⑥ 各学校に対し、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの未然防止に関して助言できる人材の情報を提供する。
- ⑦ 学校における指導体制の充実に向けた教職員の配置や、いじめ等の相談に応じるスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置等を適切に行う。
- ⑧ 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に関する取組みを支援する。
- ⑨ 携帯電話やスマートフォン等を利用した SNS 等によるトラブルを防ぐため、警察や企業等から情報を収集し、学校に提供するとともに、情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図る。
- ⑩ いじめ防止に関するポスターやチラシ等を児童生徒・保護者に配付し、家庭や地域に対して啓発を行う。
- ⑪ 各学校の教職員に対して「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、自身のいじめへの対応状況の振り返りができるよう支援する。

5 いじめの早期発見

- ① いじめに関する相談窓口について、教育委員会として設置する電話相談の他、教育委員会以外の相談窓口も、児童生徒や保護者、教職員、市民に周知する。
- ② 児童生徒が発するいじめのサインを見逃さないようにするため、教職員以外の人材の積極的な活用と共に、研修等を通じて教職員の対応力を高める。
- ③ いじめの認知に関する好事例について、情報を収集するとともに、市内の学校に対して周知する。

6 いじめへの対処、学校への支援

- ① 学校からいじめに関する支援の要請があったときは、当該学校に対し、指導主事や専門家を派遣して必要な支援を行うとともに、当該事案について必要な調査を行う。
- ② 学校からのいじめの報告（定例、臨時）について、その内容から判断し、必要な学校支援を行う。
- ③ いじめの認知件数の少ない学校に対して、指導助言を適宜行い、必要に応じて校内研修等に対して指導主事の派遣などを行う。
- ④ いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）

第35条第1項（同法第49条及び第49条8において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要に応じて当該児童生徒の出席停止を命ずる等の措置を講じる。

- ⑤ いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連絡協力体制の調整を行い、学校によるいじめの解決の対応を支援する。

7 関係機関との連携

いじめ問題に対応するため、警察や法務局、児童相談所等と平素から情報交換や連絡会議の開催等を行い、情報の共有に努める。

8 学校や教職員の評価

いじめの多寡により学校や教職員を評価せず、いじめ事象を隠さず、目標を立てて取り組んでいるか、またいじめが発生したときに教職員が連携して組織的に解決にあたっているかなど、取り組みや対応を評価して必要な支援、助言を行う。

Ⅲ 学校の取組み

1 いじめの認知に係る基本的な考え方

いじめの認知については、すべての教職員が必ずしも的確にいじめを認知することはできないという前提に立ち、法の定義に基づき、学校組織として認知されなければならない。

【認知漏れを防ぐための手立て】

- ・ 確実な情報共有の体制を構築すること
- ・ 法の理解について教職員研修を実施する等により、教職員の抱え込みを防ぎ、教職員が互いに指摘し補完し合える体制をつくること
- ・ 児童生徒が悩みや不安を相談しやすい体制をつくり、相談窓口を周知すること
- ・ 児童生徒の人間関係の把握に努めること
- ・ 児童生徒の理解に努めること 等

※児童生徒の持つ多様な背景や個別の事情については、その背景や特性、内面からくる傷つきやすさやトラウマ、ストレスを抱えていることも考えられ、それに対する理解と配慮が必要である。学校は保護者や医療機関等と連携し、これらの情報の共有を十分に行い、相談しやすい関係づくりを行うとともに、児童生徒の心身の苦痛を早期にとらえ、その解消を図るための支援・指導を行う必要がある。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法、条例及び市基本方針を参酌し、学校としてどのようにいじめの防止、解決に向けた取組みを行うかについての基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

3 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する者、その他関係者により構成される組織を設置する。

4 いじめの防止

- ① 子ども理解に係る教職員の資質の向上を図る。
- ② 教職員の言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、十分注意する。
- ③ 人権教育や道徳教育を通じて児童生徒の心の豊かさを培い、互いを認め合える人間関係をつくる。
- ④ 児童生徒自らが、いじめを自分たちの問題としてとらえ、みんなで話し合い、行動することができるよう支援する。特に、7月の「いじめ防止推進月間」を中心に児童生徒が主体的にいじめについて考える機会を設ける。
- ⑤ 児童生徒・保護者に情報モラルを身につけさせる指導や啓発を行い、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。また、児童生徒が自ら情報端末との関わり方を考え、実行する力をつけるよう工夫を行う。
- ⑥ 「学校基本方針」について、学校ホームページを活用するなどして、児童生徒、保護者、地域の方々に発信し、いじめ問題についての啓発を行う。

5 いじめの早期発見

- ① 教職員は、ささいな兆候でも、いじめの可能性を視野に入れ、早い段階からかかわりを持って、積極的に認知していく。
- ② 教職員は、日頃から児童生徒を見守りながら、児童生徒との信頼関係を築き上げる努力をすることで、児童生徒からの信号を受け止めやすくする。
- ③ いじめの疑いの情報を教職員が把握したときの報告手順など、組織的なシステムづくりを進める。
- ④ 定期的にいじめに関するアンケート調査や教育相談を行い、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ⑤ 児童生徒及び保護者に、いじめに関する相談体制を明確にし、周知する。特に配慮を要する児童生徒、その保護者については、より相談しやすい工夫を行う。

6 いじめへの対処

- ① 教職員は、いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めるとともに、適切な対応を講じる。
- ② 教職員は、児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあったときは、真摯に受け止め、十分その内容を聴き取る。
- ③ いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちに校内のいじめ防

止等のための組織において情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取り、いじめの有無の確認を行う。事実確認の後、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

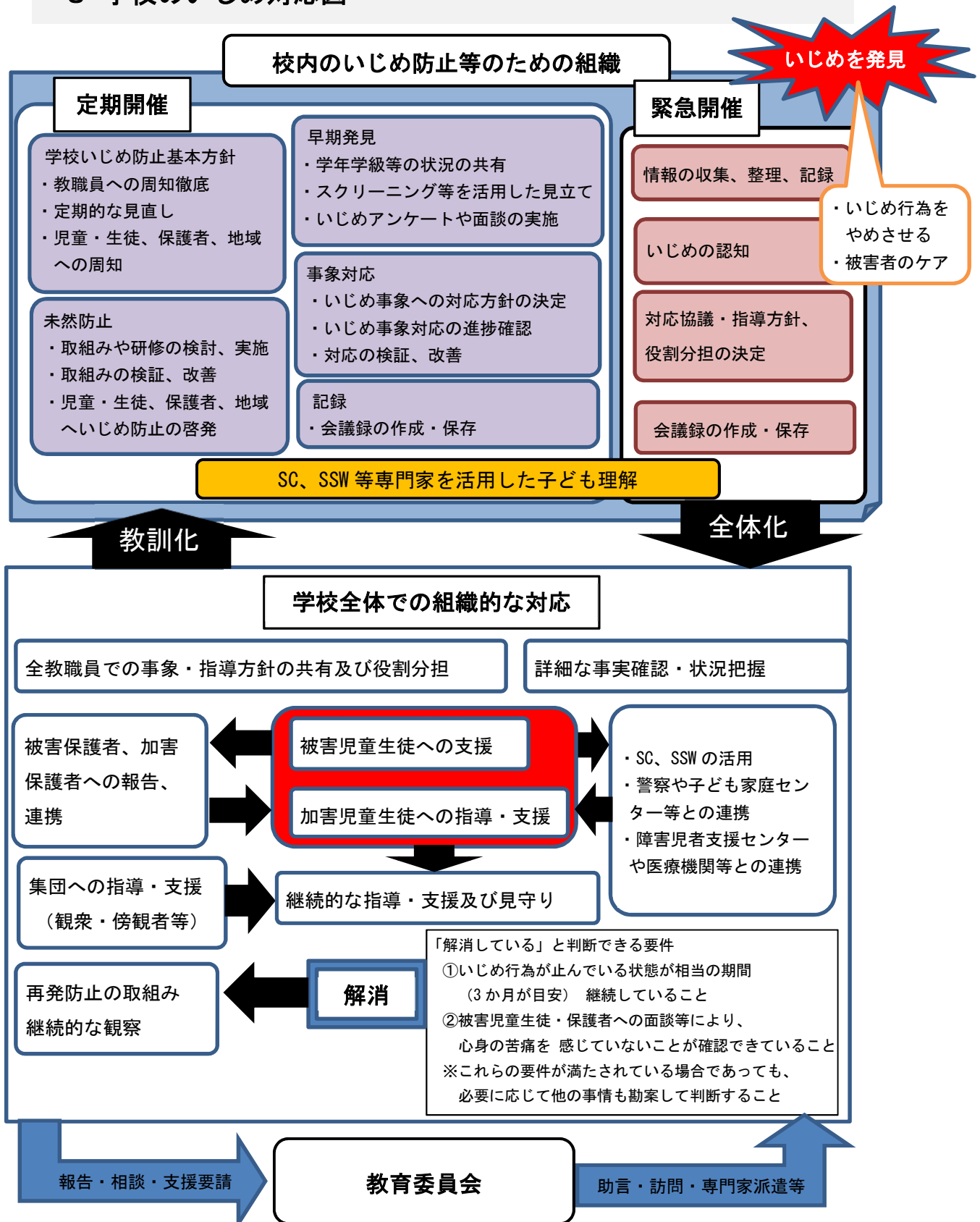
- ④ 当該いじめが犯罪行為と認められるときは、ためらうことなく、所轄警察署と相談して対処する。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、状況に応じて外部の専門家の協力を得ながら、児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ いじめを行った児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を理解させる。
- ⑦ いじめの状況に応じて、教育的配慮に十分留意しながら、必要があるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒に対して適切な懲戒を加えることも検討する。
- ⑧ インターネット上の不適切な書き込み等については、保護者と協力して、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置を講じる。

7 家庭や地域、関係機関との連携

保護者や地域の関係団体、関係機関と定期的にいじめについて話し合う場を設け、いじめ根絶の共通理解を深める対策を推進する。

また、保護者や地域からのいじめに関する相談をいつでも受けとめることができるような体制整備を行う。

8 学校のいじめ対応図



IV 重大事態の対処

1 重大事態の意味

「重大事態」については、法第28条第1項第1号及び2号に以下のように定められている。

第1号 いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る原因が、当該児童生徒に対し行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企てたとき
- 身体に重大な傷害を負ったとき
- 金品等に重大な被害を受けたとき
- 精神性の疾患を発症したとき

第2号の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により迅速に調査に着手するものとする。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。学校から教育委員会への報告については、教育委員会が実施する定例の各種調査等とは別に校長が直接行う。

3 重大事態の調査について

学校から報告を受けた教育委員会は、調査主体を学校とするか、教育委員会とするか判断する。

その上で、学校及び教育委員会は、当該重大事態の事実関係を明らかにするとともに、併せて再発防止に向けた課題整理を行う。

4 学校主体の調査

調査主体となった学校は、教育委員会の指導助言のもと、校内のいじめ防止等のための組織を中心に調査を行う。

教育委員会は、学校に必要な指導助言を行う。また、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士等の専門家の派遣や、学校が専門家からの助言を受ける機会を設ける。

5 教育委員会主体の調査

調査主体となった教育委員会は、調査組織について以下のいずれかを決定し、専門家と連携した調査を行う。

- ① 教育委員会の職員を中心としたいじめ対策に関する組織
- ② 教育委員会の附属機関「東大阪市いじめ問題調査専門委員会」

6 調査の方法

- ① 重大事態に至るいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることを念頭に、客観的に速やかに調査を行う。
- ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、その内容について十分聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒や情報提供者に被害が及ばないことを最優先に配慮する。事実確認後、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめを受けた児童生徒に対しては事情や心情を聴き取り、その状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴き取り、速やかに当該保護者と今後の調査について協議した後、調査に着手する。調査方法は、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ④ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、原因、背景の徹底的な解明を行い、再発防止を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

7 留意事項

- ① 重大事態が発生した場合に関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- ② 教育委員会は、学校のいじめ防止等のための組織が行った法23条第2項に基づく調査によって、いじめ重大事態の事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得している時は、改めて事実関係の確認のための第三者（を含む）調査組織による調査を行わない判断をする場合がある。ただし学校及び教育委員会の対応の検証や、再発防止策の策定について必要と判断した場合は新たに第三者調査組織を立ち上げる。
- ③ 第2号（不登校重大事態）に係る調査については、学校主体の調査を原則とする。

8 調査結果の提供と報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査結果を受けて、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、これらの情報提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会が市長に報告する。

9 東大阪市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、条例第19条第1項の規定により、市長の附属機関である「東大阪市いじめ問題調査委員会」を設置する。

10 調査結果の報告を受けた市長による再調査

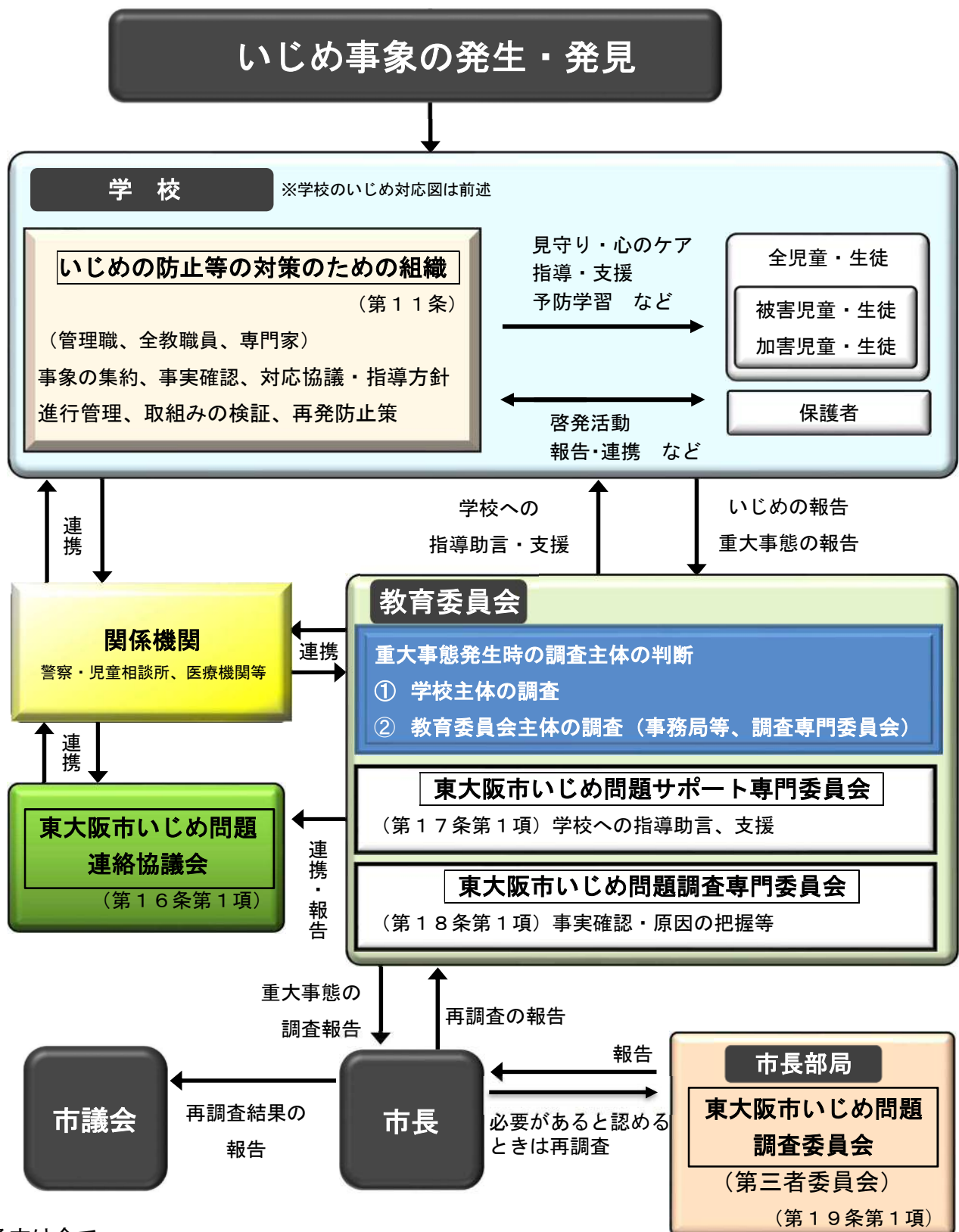
重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告にかかる対処または同種の事態発生の防止のため必要があるときは、「東大阪市いじめ問題調査委員会」を招集し、再調査を行う。

当該委員会の委員は、弁護士、心理や福祉の専門的な知識及び経験を有する者、学識経験者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者でない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。市議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

平成27年4月1日	策定
令和3年4月1日	改正
令和4年4月1日	改正

東大阪市いじめ事象対応の全体フロー図 ※参考資料



※ 条文は全て

「東大阪市いじめの防止等に関する条例」



すべての子どもに

生きる喜びと

明日をつくる力を

東大阪市学校教育基本目標